

令和7年度 第15回行政会議 会議録

日 時	令和8年2月2日(月)午後2時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和7年度第15回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p><決算関係></p> <p>2月4日が決算特別委員会の最終日。決算審査にもかかわらず、今後の方針や予算に関する質問が多く出たことが気になった。委員長が質問を控えるよう促すこともあったが、今後の方針等の確定的なことは決算委員会では答弁しないように。</p> <p>また、すでに審査を終えている総務管理費における少額随意契約に関する質疑については、委員会から求めがあったため、予備費の後に実施される。関係部局においては準備しておくこと。</p> <p>この間、説明方法が変わり、少額随意契約の相見積りに関して、すでに把握しているものがあれば、説明の際に議会に報告してほしいと聞いている。不明点等があれば、企画財政部と調整しておくこと。</p> <p><2月定例会></p> <p>2月定例会については、12日に告示、19日から開会となっている。条例や予算審議等の重要な案件が多いため、万全の準備をするように。</p> <p>令和8年度の当初予算については、主要施策を中心に、各部局において丁寧かつ正確に対応するとともに、特に重要な内容等で、議会から質疑が想定される案件は、企画財政部と調整し、必要に応じて私にも情報共有をお願いする。</p> <p><選挙について></p> <p>2月8日が投開票日。公営掲示板も遅れており、2月1日に設置された。選挙事務に携わる各部局の職員は非常に苦勞をかけているが、体調管理に気をつけていただくようお願いする。</p>

【2月市議会定例会 提出予定案件】

<報告(専決処分)>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算(第14号)
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>令和8年2月8日実施の衆議院議員総選挙と大阪府知事選挙に要する経費について、1月20日付で市長専決を行ったことから、2月市議会定例会に報告を行うもの。</p> <p>なお、補正額等については、資料に記載のとおり。</p>

<基本構想>

案 件	守口市総合基本計画基本構想修正案
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>現在の第6次守口市総合基本計画は令和3年度から令和12年度までの10年間を期間としており、今年度末で5年が経過することから、基本構想を見直すとともに、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする後期基本計画を策定するため、守口市総合基本計画審議会に諮問し、答申を受けた。</p> <p>答申後、パブリックコメントの実施を終え、守口市総合基本計画基本構想修正案を議案として提出するもの。</p> <p>なお、その参考資料として後期基本計画案も添付する予定。基本構想修正案及び後期基本計画案については、企画課のライブラリに掲載済み。</p>

<認定>

案 件	市道路線の認定について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有
内 容	<p>地権者より、金田町5丁目84番地先から49番地先までの路線について、寄付の申し出があったことから、市道認定するもの。</p>

<債権放棄>

案 件	守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	<p>水道料金等の滞納者に対する徴収強化として、普段から給水停止の執行や電話催告、居所調査等を粘り強く実施しているところ。</p> <p>しかし、水道使用者の死亡や居所不明が原因で徴収が極めて困難となり、消滅時効を迎え、債権者からの時効の援用の意思表示がない債権について、議会の議決を経た上で、債権放棄をした後に不納欠損処理の手続を取るもの。</p> <p>内訳は、水道料金と給水装置工事費であり、件数や金額等は資料のとおり。</p>

<条例>

案 件	守口市消防団条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲危機管理監
提出資料	有
内 容	<p>改正の趣旨に記載のとおり、地域消防力の強化を目的に「消防団の体制の充実」に取り組んでいる中で、令和8年度以降に新分団の結成予定があることを踏まえ、守口市消防団員の定数を220人から250人に改めるもの。</p>

案 件	守口市行政手続条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	法改正に伴うものであり、これまで掲示板での掲示を行っていた公示送達について、インターネット上での閲覧等を可能にするもの。 施行期日は、令和8年5月21日の法改正と同日。

案 件	守口市旧徳永家住宅活用事業者プロポーザル選定委員会条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中市民生活部長
提出資料	有
内 容	本プロポーザル選定委員会については、これまで守口市駅北側エリアリノベーション戦略の一環として、都市計画所管課で所掌していたが、今後は旧徳永家住宅活用事業所管課の生涯学習・スポーツ振興課で所管するため、当該選定委員会の条例の一部を改正するもの。

案 件	みんなで育む手話のまち守口市手話言語条例案について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>制定趣旨及び制定内容は資料記載のとおり。</p> <p>手話を使用しやすい環境を整備することで、聴覚障がいのある方々を含むすべての人が安心して暮らせる共生社会の実現を目指すことを目的に、市内関係団体との意見交換や、障がい者自立支援協議会への意見聴取を経て条例案を策定し、本議会に提出するもの。</p> <p>なお、題名については、関係団体と協議する中で、手話言語条例に対する想いを名称に加えたいとの機運が高まり、他市も様々な題名としていることから、「みんなで育む手話のまち」という文言を付け加えている。</p> <p>参考として、令和7年12月にパブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、本条例案を策定していることを付言する。施行期日は、令和8年4月1日。</p>

案 件	守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>改正趣旨及び改正内容は、資料に記載のとおり。</p> <p>改正法に対応するための規定を整備するとともに、国民健康保険料の賦課額のうち基礎賦課額の減額の対象となる所得基準については、基準となる法令の該当条文を引用する形に改めるもの。施行期日は、令和8年4月1日。</p>

質 疑 等	<p>(増田健康福祉部長)</p> <p>今回、守口市国民健康保険条例の改正案においては、国の法令を引用する形に改めているが、9月の行政会議において、今回のような改正については、適宜議会に対して議員提供資料の手法を用いて説明を行うことが示された。</p> <p>今回のように国の法令等を引用しているものについては、以後その金額に変更があった場合には、毎回議会へ報告する形でよいのか、もしくは、議会と協議した上で毎回報告するかどうかを決めるべきなのか教えていただきたい。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>適宜、議会に対して議員提供資料の手法を用いて、議会に説明を行う旨の通知をしているが、ここでいう“適宜”とは、その都度という意味で、基本的には引用している法令等の条文が改正された場合には、施行期日までに必ず議員提供資料の手法を用いて議会に説明することを願います。</p>
-------	---

案 件	守口市介護保険条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>改正趣旨及び改正内容は、資料に記載のとおり。</p> <p>国の制度改正を踏まえ、第1号保険料の標準段階の判定において、令和7年度の税制改正に伴う給与所得控除の見直しにより、標準段階が変わる介護保険第1号被保険者については、令和8年度に限り、税制改正前と同様の判定となるよう、条例中の付則において所得算定等に関する特例を設ける。</p> <p>また、令和7年度において市民税非課税の区分であった第1号被保険者に関しては、一部において令和8年度に限り減免の特例を設ける規定も定める。</p> <p>施行期日は、令和8年4月1日。</p>

案 件	守口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について
説 明 者	平田こども部長
提出資料	有
内 容	<p>概要及び制定内容は資料記載のとおり。</p> <p>昨年9月議会で制定した「守口市特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」は、「こども誰でも通園制度」の認可基準を定めたもので、今回の条例案は、実際に同制度を運営していく中での給付についての基準を定めるもの。 施行期日は、令和8年4月1日。</p>

案 件	守口市都市計画法第 33 条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化及び緩和に関する条例案について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有

内 容	<p>これまで、3,000 m²以上の開発行為をする場合、3%以上の公園等の設置が義務付けられていたが、資料に記載のとおり、法改正により1ha以上に緩和されたため、1ha未満の開発は公園の設置義務がなくなるもの。</p> <p>また、公園の最低面積について、企業によれば、1haの3%である300m²を2つに割り、150m²・150m²にする運用も可能だったが、小規模公園では効果が低いため、300m²以上という一定規模の強化を図ったもの。</p>
-----	---

案 件	守口市児童公園条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有
内 容	南わくわく公園の北西側に小規模公園が開発公園として建設されるため、公園の名称と位置を定めるもの。

案 件	守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有
内 容	「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」により、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」が改正されることに伴い、同法律を引用している「守口市手数料条例」を改正するもの。

案 件	守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案について
説 明 者	高橋教育部長
提出資料	有
内 容	令和7年3月に策定した「守口市立中学校等給食実施方針」に基づき、令和9年度2学期から中学校におけるデリバリー方式による給食調理業務委託事業者を新たに選定する必要があることから、今般、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、専門知識を有する学識経験者等から構成されるプロポーザル選定委員会条例を制定するもの。

<補正予算(令和7年度予算分)>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算(第15号)
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>「1歳入歳出予算の補正」については、以下のとおり。</p> <p><歳出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議会運営事業」は、地方自治法第100条に基づく調査権が付与された調査

特別委員会に要する経費を追加するもの。

- ・「職員退職手当追加分」は、早期退職の意向調査を踏まえ、必要となる退職手当を追加するもの。
- ・「生涯学習援助基金積立事業」から「学校教育施設整備基金積立事業」までの各種基金においての運用利息が当初の予算見込みを上回るなどから追加するもの。
また、運用利息のほか、「減債基金積立事業」では、国の補正予算において地方交付税の総額が増額されたことに伴い、普通交付税の再算定が行われ、追加交付がされたことから、今後の償還財源として活用するため、一部積み立てるもの。
「学校教育施設整備基金積立事業」では、備考欄に細かく記載しているが、今後の施設整備に備え、ふるさと納税、当初予算から上振れた財産売り払い収入及び普通交付税の追加分を財源としてそれぞれ追加するもの。
- ・「戸籍法改正に伴う振り仮名事務関連事業」は、戸籍法改正により必要となる戸籍の附票システム等の改修を、国の補正予算措置を伴う補助金を活用し事業実施するため追加するもの。
なお、こちらは国の繰越予算措置に伴い、繰越明許費により全額繰越。
- ・「障がい者自立支援事業」及び「障がい児通所支援事業」は、主に居宅介護等のサービス費及び放課後等デイサービスについて利用者数が増加したことにより、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから追加するもの。
- ・「特別会計介護保険事業繰出事業」は、介護給付費の増額分に対する一般会計負担分として繰出金を追加するもの。
- ・「認定こども園等運営助成事業」は、令和7年度人事院勧告や物価高騰に伴う公定価格の改定を踏まえ、給付費を追加し、また令和7年度の国の補正予算に伴う事業継続支援事業に基づく補助金を追加するもの。
- ・「地域子育て支援拠点等継続支援事業」は、先ほどの「認定こども園等運営助成事業」で説明した同補助金を地域子育て支援拠点等に補助するため追加するもの。
- ・「児童クラブ継続支援事業」は、こちらも同様に児童クラブに補助するため追加し、また国・府の子ども・子育て支援交付金の単価改正により、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから追加するもの。
- ・「生活保護事業」は、医療扶助が増加しており、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから追加するもの。
- ・「災害救助事業」は、人家の火災が例年よりも多く発生していることから、「被災者緊急宿泊料補助金」及び「災害見舞金」を追加するもの。
- ・「大阪広域環境施設組合負担金事業」は、当該組合において売電収入の増等により、令和7年度の決算見込みにおいて不用額が生じることから、本市の負担金部分について減額補正するもの。

- ・「水道会計繰出事業」は、水道管路耐震化事業に係るもので、総務省の定める繰出基準の算出方法が変更となったことから、一般会計負担分として出資金を追加するもの。
なお、国の繰越予算措置に伴い、繰越明許費により全額繰越。
- ・「守口市門真市消防組合負担金事業」は、令和7年度の不用額が生じる見込みであることから、本市負担金について減額補正するもの。
- ・「避難所用物資購入事業」は、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、避難所用簡易ベッド等を購入するために追加するもの。
なお、繰越明許費により全額繰越。
- ・「公的消火栓設置事業」は、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、水道局が整備する公的消火栓に係る一般会計負担分として負担金を追加するもの。
なお、国の繰越予算措置に伴い、繰越明許費により全額繰越。
- ・「第一中学校普通教室及び支援教室等増設に伴う空調設置工事」は、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、当該中学校において今後の生徒数の増加に対応するため、増加する普通教室及び支援教室等に係る空調設置に係る費用を追加するもの。
なお、国の補正予算措置に伴い、繰越明許費により全額繰越。
- ・「八雲中学校区義務教育学校建設工事」は、令和7年度中の契約に向けて入札を2回実施したが、いずれも応札者なしの不調となった。現在、工事費の再積算中であり、今年度中に契約に至らない見込みとなったことから、全額減額補正するもの。
加えて、債務負担行為及び継続費についても廃止する。

<歳入>

本補正予算に必要な一般財源として、資料に記載のとおり補正。補正前後の歳入歳出予算の総額は、資料下段に記載のとおり。

また、「2 継続費の補正」及び「4 債務負担行為の補正」は、八雲中学校区義務教育学校建設事業の関係で、全額廃止。

<繰越明許費>

「3 繰越明許費の補正」は、「1 歳入歳出予算の補正」で説明したものに加え、以下のとおり。

- ・「空き家対策事業」は、本市の空き家等対策事業として実施している所有者不明土地・建物管理命令申立てについて、現在大阪地方裁判所へ申立てが完了し、認定に向けて事務を進めているところ。この申立てに基づく土地・建物の管理人の選定、決定においては、候補者の選定に一定の期間を要することから、年度内に管理人に支払いが完了しない恐れがあるため、繰越明許

	<p>費を設定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「モノレール関連事業」は、門真市が発注する大阪モノレール(仮称)松生町駅付近横断歩道設置調査等業務委託について、関係機関協議に時間を要し、工程に遅れが生じたため、当該事業に係る負担金について繰越明許費を設定するもの。 <p>最後に、「5 地方債の補正」として、各事業に係る地方債の借入限度額を変更するもの。</p>
質 疑 等	<p>(尾崎水道局長) 「学校教育施設整備基金積立事業」に追加したものの内訳として、土地の売却収入とは、どこの土地の上振れ分か。</p> <p>(林企画財政部長) 旧の橋波公園跡地とわかたけ園の売却収入の上振れ分である。</p> <p>(尾崎水道局長) それを教育の基金に追加した理由は。</p> <p>(林企画財政部長) 様々な観点があるが、整備に非常に費用がかかる見込みである教育費を鑑みて、当基金に追加すると判断したもの。</p> <p>(尾崎水道局長) 普通交付税の上振れ分とは。</p> <p>(林企画財政部長) 普通交付税の上振れ分は2種類あり、減債基金に追加した交付税の上振れ分であり、これは臨時財政対策債の償還分に充てることという趣旨が決まっている交付税の上振れ分と、それ以外の再算定で、国の予算総額が増えたことによる地方の増額分を分け、減債基金の利用が決まっているものとそれ以外は教育基金に追加した。</p> <p>(尾崎水道局長) 交付税の上振れ分も、教育に費用がかかるという理由で追加しているのか。</p> <p>(林企画財政部長) そのとおり。</p>

案 件	令和7年度守口市特別会計公共用地先行取得事業補正予算(第2号)
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	都市計画道路豊秀松月線整備事業において、同会計で収用し、翌年度以降に国庫補助金を確保した上で一般会計において買い戻すこととしていることから、当該補助金の申請スケジュールを考慮し、起債の借入条件を償還期間2年から3年に補正するもの。

案 件	令和7年度守口市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	「令和7年度守口市一般会計補正予算(第15号)」の説明にもあったとおり、運用利息の増に伴うものであり、内容については資料記載のとおり。

案 件	令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算(第5号)
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>補正理由は、以下の3点。</p> <p>1点目は、高額医療合算介護サービス費について、当初予算を上回る支給が見込まれるため。</p> <p>2点目は、令和6年度介護給付費負担金等の国庫・府費の額が確定したことに伴い、昨年度に超過交付されていた分を、償還金として支出するため。</p> <p>3点目は、運用利子が増加したため。</p> <p>内容については資料記載のとおり。</p>

案 件	令和7年度守口市下水道事業会計補正予算(第3号)
説 明 者	宇都宮環境下水道部長(兼)環境下水道部下水道課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>補正内容については、以下の3点。</p> <p>1点目は、現在、継続費として実施している「守口処理場焼却施設解体撤去工事」及び「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」についての補正。</p> <p>焼却施設の解体撤去工事において、地下構造物の撤去が近接埋設物へ影響を及ぼす可能性があり、工法を変更する必要性が生じた。しかし、当該解体撤去工事を追加・変更して実施するより、後発に行われる更新工事において実施したほうが、費用的にも工期的にも効率的であると判断し、「守口処理場焼却施設解体撤去工事」に係る工事請負費及び工事監理業務委託料を減額し、「守口市守口処理場沈砂池ポンプ・寺方ポンプ場更新事業」の工事請負費及び工事監理業務委託料を増額するもの。(令和8年度に措置するため、継続費等の変更を行う)</p> <p>2点目は、国庫補助金についての補正。</p> <p>令和7年度の国庫補助金の内示率が想定より高い100%であったため、他の事業費が落札や契約変更により減額した分の差額が発生したため、令和8年度に申請を予定している事業を前倒して実施するもの。</p> <p>また、令和7年度の当初予算においては、近年の内示率を考慮した額で措置していたため、収益的収入及び資本的収入を増額するもの。</p>

	<p>3点目は、寝屋川北部流域下水道建設負担金の増額に伴う補正。</p> <p>府において、国の補正予算を活用し、増補幹線の建設事業などを進めることにより、寝屋川北部流域下水道建設負担金が当初予算に比べ増額となったことから、資本的収入及び資本的支出を増額するもの。</p>
--	--

案 件	令和7年度守口市水道事業会計補正予算(第3号)
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	<p>令和8年度の国庫補助事業として実施を予定していた配水管整備事業について、今般、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、令和7年度事業として実施することとしたことから、経費を増額補正するもの。</p> <p>なお、当該事業の実施は来年度となることから、全額を繰り越すこととし、金額、費目等については資料のとおり。</p>

<令和8年度当初予算>

案 件	令和8年度守口市一般会計ほか当初予算案について
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>令和8年度守口市一般会計予算から特別会計下水道事業会計予算までの各当初予算案にかかる予算総額及び前年度の予算総額ならびに増減額等については資料記載のとおり。</p>

【案件】

案 件	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行の実施について
説 明 者	長田理事(兼)都市整備部長事務取扱(兼)教育委員会 学校施設整備監
提出資料	有
内 容	<p>資料記載の滝井西町の空家について、これまで所有者に対し、指導・勧告・措置命令等を行ってきたが、改善の兆しが見られなかったことから、市民の生命・財産及び生活環境の保全を図るため、行政代執行を実施するもの。</p> <p>実施予定日は、令和8年3月4日。</p>

【報告】

案 件	令和8年度当初予算編成過程の公表について
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>守口市行政経営プランに基づき、透明性の高い市政運営を推進するため、今年度も予算編成過程(経常予算及び臨時予算)を公表する。公表内容は資料のとおりで、経常予算分は一般会計分の部局からの要求額と査定額等を款ごとに</p>

	<p>記載。臨時予算分は部局からの要求額から企画財政部の査定額及び市長の最終査定額を分け、それぞれの査定理由と合わせて記載。</p> <p>なお、2月議会の予算関係議案の告示(2月 12 日(木))以降、市ホームページで公表予定。</p>
質 疑 等	<p>(尾崎水道局長)</p> <p>資料に記載の「八雲ポンプ場更新事業」について、今回、実施設計で基本構想的なものに入っていくと思うが、これまで民間事業者などの関係者と様々なやりとりをしてきた。調整をされた上で、市として進められるという理解をしているが、関係者との信頼関係を十分に維持しつつ、進めていただきたい。</p> <p>(増田健康福祉部長)</p> <p>資料はどの部分が公表されるのか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>昨年度同様、こちらの行政会議資料と同じものを公表する予定。</p>

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	樋口選挙管理委員会事務局主任
提出資料	無
内 容	<p>令和8年2月8日(日)に衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び大阪府知事選挙をそれぞれ執行予定。各部局において、当日の投開票所等に従事していただいているのでよろしく願います。</p> <p>期日前投票はすでに始まっており、1月23日(金)より市役所の別館1階ロビーで実施中。また、東部エリアコミュニティセンターでも2月6日(金)、7日(土)に実施予定。今回、イオン大日は調整がつかなかったため、期日前投票所は市役所と東部エリアコミュニティセンターのみ。</p>

そ の 他	—
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	無
内 容	<p>2月議会で、追加で補正予算措置をする可能性がある案件が4件。</p> <p>1件目は、今回の補正予算の継続費の廃止を提案している八雲中学校区義務教育学校について、再積算の結果を待ち、改めて2月議会で予算措置予定。</p> <p>2件目は、現在実施中の0歳から高校3年生までの子ども1人あたり2万円を給付している「物価高対応子育て応援手当事業」について、国の予算措置に連動した繰越明許及び追加経費を予算措置予定。</p> <p>3件目は、先般の生活保護に関する違憲判決を受けて、生活保護受給者への生活扶助費の追加支給が必要となる見込みであり、国からの情報を待ち、2月議会に間に合えば予算措置予定。</p>

	4件目は、教育委員会の災害共済関係。令和7年度において、体育の授業中に発生した緊急搬送案件に対して見舞金の請求を行い、現在、審査結果を待っているところ。審査結果が出次第、保護者への支払が必要なため予算措置予定。
--	---

その他	—
説明者	高橋教育部長
提出資料	無
内容	<p>決算委員会審議かかる令和6年度の少額随意契約において、教育委員会の案件で不適正な事案が4件あった。</p> <p>4件のうち、2件が施工場所の学校名が違う事案、残りの2件が、見積書とは異なる同一学校内で、別の工事を実施した事案。</p>
質疑等	<p>(林企画財政部長)</p> <p>この件については、決算委員会における費目説明の際に、少額随意契約において不適切な状況を認識しているものについては事前に報告をするべきという議会からの求めに応じて調査を行い、判明したことから報告するもの。</p> <p>そのため、今後、各課における事務ミス等があった場合に、その都度この会議に報告いただくという趣旨ではないことだけご留意いただきたい。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>事務ミスがあっても報告しなくていいのか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>今回は決算委員会の説明に関することであり、全庁的に影響があると考えたことから、議会にも報告すると伺っているが、認識は合っているか。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>そのとおり。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>例えば、危機管理室の業務で事務ミス等が見つかったときは報告しなくていいのか。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>事務ミス等が判明したのであれば、議会へ報告しなければならない。</p> <p>今回ある議員から指摘があったことをきっかけに調べると、事務ミスが判明したとのことであり、このことは議長にも報告済。</p> <p>4日の決算審査の際には、判明したものについては報告するようにと、決算委員会の委員長からも言われているため、報告する必要がある。ただ、決算委員会までに全庁的に改めて調査をするようにという依頼はしていないため、今から調査をする必要はないという趣旨。判明した場合は、まずは企画財政部に報告するように。</p>

(平田こども部長)

独自調査だと思うが、ある議員と一緒に現場確認をしたのは4件すべてか、もしくは4件のうち何件かを抽出して一緒に現場確認を行ったのか。

(高橋教育部長)

議会から指摘されたのは、7件と認識しており、その7件については、実際に職員も立ち合い、現場確認をおこなった。

工事が完了しており、疑義がない事案(3件)は除いている。

(上甲危機管理監)

特定の議員から教育委員会へ連絡があったのか。

(高橋教育部長)

我々が提出している写真等の資料を確認され、本人いわく、写真の場所と学校名とが一致していないという意見があった。

(上甲危機管理監)

最近言われたのか。

(高橋教育部長)

先週言われて、一緒に現場確認に回った。その疑義が生じている部分について、どういうことかと指摘があった。

(尾崎水道局長)

2件目の事案について再度説明いただきたい。

(高橋教育部長)

見積書に記載の工事内容は、一部実施しているが、その現場等で、ここを追加で工事しなければならないという流れで実施したところがある。

(尾崎水道局長)

違う内容を工事しているということか。

(高橋教育部長)

学校名は一致しているが、工事内容が違ったということ。

(尾崎水道局長)

役所の内部でこういった事案が発生しているということに対して、どう考えているのかが一番重要なところ。教育委員会は全件調べたのか。

(高橋教育部長)

全件は調べていない。

(尾崎水道局長)

まだ発生する可能性もあるのか。

(高橋教育部長)

可能性がないとは言えない。

(尾崎水道局長)

担当部局として気になるのは、例えば、都市整備部であれば、工事について実際の工事現場とその工事が実施されているかなどをすべて調べているのか。

(長田理事)

都市整備部で多いのは「単価契約」。そのため、業者は入札で決定し、切符を切るような感じであるため、基本的に工事内容等は合致している。こちらから依頼した内容に対して、そのまま工事が実施されるだけなので、場所が違ったり、内容が違うという事案は基本的に発生しない。

その他に「随意契約」もあるが、例えば、街路樹を整える必要があるので整備してほしいといった依頼内容になるため、違う工事をするといったことに至ることはない。

(尾崎水道局長)

先ほど高橋部長から説明があったように、教育委員会として議員に指摘されたところは同席して確認し、今回説明されている。しかし、それ以外のところは見えてない。つまり、議員が気付いていないところでも同じような事案が発生している可能性もあり、教育委員会としても把握できていないこともあるかもしれない。決算委員会ではどのように説明するのか。

(高橋教育部長)

実際には、議員から指摘されていた事案が7件と、その点を踏まえ教育総務課が調べて疑義が発覚した事案が5件あり、合計12件。

議員に指摘された事案は一緒に確認したが、教育総務課が調べた事案については、教育総務課のみで確認を行った。12件のうち、今回4件が不適切事案として判明したが、決算委員会の冒頭説明の際に説明する段取りにはなっているが、まだ全議員へ説明には回れていない。

(林企画財政部長)

教育委員会の調査で疑義が発覚した事案については、基本的には全部確認済みということか。

(高橋教育部長)

その事案が5件あったため、それはすべて確認した。

(平田子ども部長)

先週、高橋部長と瀬尾次長の2人に呼ばれ、令和6年度の聞き取りを受けた。そこでは、不祥事案と思われる事案が6件あるという話で、すでに他の担当者には全部聞いており、心当たりはあるかというような質問であった。200～300件の中で、1件1件の内容を掌握できていなかったが、その段階ではもうすでに調査結果が出ていると聞いた。

(高橋教育部長)

調査結果というのは、多分確認していないので、出ていないと思う。

(助川議会事務局長)

プロジェクトチームのような体制を作って全庁的に調査することは、監査に依頼をかけているが、教育委員会の中で今回のような事案が見つかったのであれば、独自に教育委員会内で令和6年度以外も過年度の調査をすべきではない

か。監査からの指示等を待ってから動くという事案ではないと思うが。

(瀬野市長)

教育委員会に関しては、助川議会事務局長ご指摘のとおり。契約書に記載されている学校と違う学校で修繕や工事が実施されているという、普通では考えられないことが起こっている。各部局において、万が一同じような事案等があれば、自己申告も含めてすぐに報告するように。

(助川議会事務局長)

不適切な事務手続ということが判明しているので、監査を待たずに、総務部が調査を実施しないといけないのではないか。監査の結果が出るまで待つのではなく、現在判明している段階で、内部としてしっかり対応していかなければならないのでは。

また、費目を変えている等は法令違反なので、当然職員の処罰等も関係してくるのではないか。すべてにおいて、監査の結果を待ってから動くという雰囲気蔓延しているが、今回のような事案は非常に重たい内容である。

(林企画財政部長)

教育委員会で調べてもらうのはもちろん第一であり、その結果を受けて必要な対応を行っていく。

(助川議会事務局長)

議員対応で実施しているのではなく、そもそもの事務が不適切なので、そこはしっかり対応すべき。

(尾崎水道局長)

前回、各部局が力を注いで資料等を集めたが、それを踏まえてどうしていくのが重要。今回の教育委員会のような事案が判明していることもあり、すべてチェックさせてもいいと思う。例えば、市民生活部のコミュニティセンター改修工事についても、本当に依頼どおり実施されているのかなど。

都市整備部は、仕組み的に今回のような事案は生じないとのことだが、実際に生じていた場合はすごく恐ろしいこと。今回のような事案は普通、起こり得ないことなので、例えば、教育委員会で過年度の内容を調査した際に、同じような事案が判明するようなことがあれば、それは組織としてそのような事務をしてきたのかということになる。

(平田こども部長)

令和6年度に私は教育総務課長として在籍していたため、案件数は多いものの、責任をもって決裁をしていた。過年度の課長や主幹等全員にしっかり聞き取りを行っていただきたい。

(林企画財政部長)

監査が調査しているからそれを傍観するというのではなく、必要な調査については、これからもしっかり実施していくべき。

	<p>(上甲危機管理監)</p> <p>現時点で決算特別委員会の審査日程が決まっているのは、2月4日のみだが、他の日程は決まっていないのか。現状のペースや今回のような事案が発生していることも踏まえると、おそらく2月4日のみで終わると思えない。一定期限も決まっていると思うが、調整はされていないのか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>今のところ決まっているのは2月4日のみ。今のところ予備日等の設定はないため、4日で審議は終わるとの前提で、議会事務局とも調整している。</p>
--	---

その他	—
説明者	上甲危機管理監
提出資料	無
内容	<p>現在、企画財政部で調査してもらっているが、特定の市民の方への情報漏洩が非常に疑われる事案が発生している。</p> <p>この特定の市民は、令和7年12月2日と令和8年1月23日に、内部の一部の幹部職員に対して情報公開請求を行っている。令和7年12月2日分は、上甲危機管理監、尾崎水道局長及び助川議会事務局長の3名を対象に、ロゴチャットで受信・発信した文書の公開を求めるものであった。その情報公開請求時に、内部のスクリーンショットを持っているということを窓口で発言されている。こういった発言があったため、もしスクリーンショットが外部に漏れているのであれば、非常に重大な事態であるということから、企画財政部長にも入ってもらい、庁内で調査すべきということから、行財政改革・DX推進課が庁内掲示板で情報漏洩が疑われる事案が発生した旨を通知し、調査が実施された。この結果について教えてもらいたい。</p>
質疑等	<p>(林企画財政部長)</p> <p>結果の取扱いについては、まだ市長にも報告できておらず、どのように結果を公表するか、もしくは公表しないのかも含め検討中。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>該当があったのかどうかだけでも教えていただきたい。</p> <p>(林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱)</p> <p>その結果についても公表するかどうか検討中であるため、もうしばらくお待ちいただきたい。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>いつ頃までに報告する予定なのか。今週か来週頃までには報告する予定か。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>可能な限り速やかに検討する。決まり次第お伝えする。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>窓口で特定の市民よりスクリーンショットを持っているとの発言があったが、総</p>

務部は現物の確認はしないのか。

(西岡総務部長)

見せてほしいとお伝えはしたが、拒否されている。

(上甲危機管理監)

では、本当にスクリーンショットがあるかどうかもわからないのか。総務部としては、本人が見せることを拒否している場合、それ以上は踏み込まないという対応をしているのか。

(西岡総務部長)

現物があるかどうかもわからないため、拒否する場合はそれ以上どうしようもない。

(上甲危機管理監)

本日資料を持ってきたので、本会議出席者へ1部ずつ配布する。

この資料は、特定の市民の方が1月23日に2回目の情報公開請求のために来庁された際に、法制文書課長と当該市民との間で行われた窓口でのやりとりを記載したものである。本資料は、すでに庁内のロゴチャットグループでも共有しているため、情報公開請求の対象とはなっていない部長級職員にも知っておいてもらいたく配布した。

資料に記載のとおり、請求人は1回目の情報公開請求の事務手続に関して、「これ関係ない、これ関係ない」と言って外しているのを知っている」、「事業課が無茶苦茶やっている。色んな人に話を聞いている。部長らが圧力をかけているのも知っている」など、具体的な内容を述べている。これがすべて嘘とは信じ難く、内部からの情報漏洩が疑われるが、そこに関して、総務部長はどのように考えるか。

1回目の情報公開請求手続の際、「この内容は公開しない」といった対応はしておらず、ロゴチャットのトーク数等を各所属部局の職員にも確認してもらった上で、対象になるやり取りを公開している。そのため、当該特定の市民が窓口で事実とは異なる内容を発言しているのかもしれないが、発言内容を見る限り、情報漏洩しているのではないかと感じた。1回目の手続で関わった職員はある程度明確であるため、総務部としてしっかり聞き取りしてほしいが、徹底して調査してはどうか。

一部の特定の市民が、内部情報であるスクリーンショットを持っていると発言しており、内部の意思形成過程の会話等も全部漏れているとのことなので、職員が外部に漏らしているのではないかと懸念している。重要な会議の内容等が外部に漏れてしまうと、職員も安心して責任を持って仕事ができない。本当に情報漏洩していたのであれば、これは由々しき事態である。

(尾崎水道局長)

関係職員にヒアリングをすればいいと思う。私も各所属部局の職員にロゴチャットの画面を確認してもらった上で、対象になる内容を公開している。その手続

の際に、職員が圧力を感じたかどうかということを確認すればいいのではないか。そうでなければ、今回のように窓口で発言されている内容は、完全に名誉毀損である。

前回、法律相談に行ってもらったが、総務部は、法律相談の結果、例えば、特定の市民の方の SNS 等で、個人的に名誉を著しく傷つけられたとしても、職員個人で対応するよという判断をされた。このような案件は組織として対応すべきと考えており、この判断は、極めて不適切。市の名誉を著しく傷つけられているわけではないため、職員個人の名誉毀損については個人で対応するよというのが今の守口市の対応。

ただ、意思形成過程までねじ曲げられ、事実とは異なる内容を発言されているこの状況は、完全に市としても傷つけられていると考えるため、毅然とした対応をしていただく必要があると思う。

平田部長のロゴチャットに関する発言もあったが、こちらも教育委員会の職員に確認すればいいのではないか。完全な情報漏洩事案なので、徹底的に調査すべき。

(平田こども部長)

2回目の情報公開請求について、私だけ 11 月から現在に至るまでのロゴチャットの内容を求められていることが非常に不思議。「平田に関しては、山根のヒアリングが終わったかどうかを、教育の職員に対し何度も確認のロゴチャットをしている。」という発言があるが、教育委員会の職員とこういったやり取りをした記憶は全くない。ヒアリングの状況を確認したのは行政会議についてのみ。それ以外であれば、西岡総務部長に対して、教育委員会とは別で独自に人事課がヒアリングを行うということについて3回ほど聞いており、議事録も残している。

そのため、ヒアリングの話をしているとすれば、行政会議の議事録を全部確認してもらうか、西岡総務部長も対面するときは録音されていると思うので、それを聞いてもらったらわかる。教育委員会に対して、ヒアリング状況をロゴチャットで確認している事実はないため、どこかから話は漏れているが、情報がどこかで屈折して伝わっていると思う。徹底的に調査していただきたい。

(上甲危機管理監)

西岡総務部長、調査を実施したらいいと思うがどうか。

(西岡総務部長)

関係範囲も含めて、検討する。

(上甲危機管理監)

私も、「部長らが圧力をかけているのも知っている」というところに関しては、1 点心当たりではないが、1 回目の情報公開請求の際、具申書の取扱自体が答申書の中で、職務の範囲外で行われた意見表明行為という答申が出され、市としても市長としてもそれを認める、答申のとおりという見解が出されたため、公務なのか公務ではないのかという議論をしたことくらいしか思い当たらない。

西岡総務部長もそのことを他に話していないと思うので、なぜこういう発言をされたのか怖くなる。今後のことも考えると、しっかりと調査したほうがいい。

(尾崎水道局長)

実際に職員が個人名を出され、SNS 等で色々なことを言われているが、市長はどう考えているのか。私は、市として対応すべきだと言いつけている。

今回の当該市民の発言についても、事実かどうかは不明だが、資料を見る限り情報漏洩しているように見えてしまう。名誉も傷つけられているが、先日の法務相談の結果を聞くと、どこまで個人で対応すべきか疑問。当事者の気持ちになって考えてほしい。

(瀬野市長)

そういった声が、当事者である部長から上がっていることを受け止め、しっかりと調査して対応するよう、調整をお願いする。

(尾崎水道局長)

大げさに言うわけではないが、正直怖い。ロゴチャットの全部公開の請求が来ている状況なので、おそらく他の職員も私とロゴチャットをしたくないと思う。周りの職員からも、「ロゴチャットを使いたくない」、「使ってもすぐ消さないといけない」という声も聞く。

明日、法務相談に行ってくれるので、その結果を待つが、情報公開については粛々と手続きしてもらったらいい。隠すこともないため、市として公開するのであれば公開すればよい。

ただ、当該請求人に対してのみならず、情報が即座に漏れていることについては、本市の情報管理が不十分であり、ねじ曲がった状態で意思形成過程まで外部に漏れていると思われるため、極めて重大な問題だと考えている。

(瀬野市長)

現時点では、情報漏洩の事実があるかどうかはわからない。

(上甲危機管理監)

しかし、本来出すべき文書を出していないとの発言もある。

(尾崎水道局長)

資料のやり取りを見る限り、特定の市民の方は確実に対象文書を特定していると思う。1回目の情報公開請求では、具申書の関係等色々と具体的に例示されていたので、関連するスクリーンショットを持っている。それが出てきていないと発言されており、今回も対象の職員を広げてきた。そのスクリーンショットを見せてもらえるのであれば、その内容は公開する。公開した後、そのスクリーンショットがどこから漏れたのかを調査すればよい。

法制文書課にも伝えたが、ロゴチャットの内容をスクリーンショットすると、行財政改革・DX 推進課にすべて通知されるため、それを遡って調べればよい。この間、実施した調査については、心当たりがある人は連絡するようという内容だったので、名乗り出てくるとは思えない。ロゴチャットをスクリーンショット

	<p>撮影するのではなく、その画面を別の端末で撮影して当該請求人等へ情報提供しているのであれば、特定は難しいと思うが。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>方法は問わないので、しっかり調査して結果を報告してほしい。今回は情報漏洩が疑われるような問題もあったため、あえて行政会議で発言させていただいた。しっかり対応しておかないと、怖くて仕事できない。組織として、しっかりと対応をお願いします。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>先ほど市長がおっしゃったように、適切な対応をしていただくようお願いする。</p>
--	--

その他	—
説明者	平田こども部長
提出資料	無
内容	<p>1月の行政会議で収賄の話を出し、高橋部長からは収賄の事実はなかったという話を聞いたが、議会にはすでに事件性がないことは報告しているのか。状況を教えてほしい。</p>
質疑等	<p>(高橋教育部長)</p> <p>収賄に関しては全員に聞き取りし、そういった事実はないと議会にも報告している。ただ、最終的な調査報告書は現在調整中であるため、今月中には出来上がる見込み。その内容を踏まえ、再度議会に説明する予定。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>事件性は、今のところないという認識でよいか。</p> <p>また、当事者には報告しているのか。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>当事者本人も元々、そういった事実はないと言っている。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>当事者本人は、元々のきっかけは自身が収賄をしたと疑われているところからスタートしているため、そこは誤解を解かなければならない。本人が一番つらい思いをされたと思うので、そこは速やかに報告していただくべき。</p> <p>(高橋教育部長)</p> <p>また報告する。</p>

その他	—
説明者	瀬野市長
提出資料	無
内容	<p>今回様々のご意見があった内容や2月定例会について、しっかりと対応するように。寒いので、健康管理に気をつけること。</p>